

給与収入のみである旨の申立書

- 労働条件通知書等にて年間収入が正しく把握できる場合に限りです。
勤務日数等明確な記載がない、契約期間が1年に満たない等、契約内容から年間収入見込みが確認できない場合は、対象とはなりません。
- 給与収入以外の収入（年金収入・事業収入・不動産収入等）がある場合は
こちらの申し立てはできません。

この度、扶養申請者_____（続柄：_____）の収入につきまして、
提出した労働条件通知書等に基づく給与収入のみであることを申立てます。

今後、労働条件の更新が行われた場合や、労働条件に変更があった場合には、
その都度、内容がわかる書類等を提出いたします。

なお、申立て内容に事実と異なる点が判明した場合は、遡って扶養認定が
取り消されることについて異議はありません。

令和 年 月 日

記号： _____ 番号： _____

被保険者氏名： _____